

志 国 運 第 1 号
令和6年12月25日

志木市長 香 川 武 文 様

志木市国民健康保険運営協議会
会 長 中 村 勝 義

国民健康保険税率の見直し等について（答申）

令和6年10月9日付け志保年第272号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

なお、本協議会における審議概要等は、別紙のとおりです。

記

1 国民健康保険税率の改定について

第3期埼玉県国民健康保険運営方針において掲げられている令和9年度の県内税率の準統一化の前提として、一般会計からの法定外繰入金の解消が求められている。また、本市の現状は県の示す標準税率の応能応益割合と比較すると応能負担に偏っている。

現在の被保険者への急激な負担を抑える観点から、法定外繰入の削減及び応益割の増加を段階的に行っていく今回の税率見直し案についてはやむを得ないものと判断した。

2 賦課方式の見直しについて

これまで4方式としていた医療分について、令和7年度課税分から2方式へ速やかに移行することが望ましいと判断した。

別紙

1 審議の概要

国民健康保険制度は、産業構造の変化により、現在は退職した年金生活者や無職者などが加入者の多くを占める。そのため、加入者の医療費水準は被用者保険よりも高い一方、所得水準は低く国民健康保険税の負担能力に乏しい者が多いといった構造的な問題がある。

このため、平成30年度制度改正では国の財政支援を拡充する一方、財政運営については都道府県単位化し、給付費については原則、都道府県が全額財政責任を負う代わりに、都道府県は給付に要する経費の一部に充てるため、市町村から納付金を徴収するという仕組みに改められた。同時に将来的な都道府県内の保険料（税）の統一化を目指し、一般会計からの法定外繰入解消が市町村に求められている。

本市でも法定外繰入の解消に向けて、前年度決算で生じた繰越金を活用して法定外繰入を一般会計に繰戻すこととし、順次適正な税率を検討することとしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により検討を一時凍結せざるを得ず、その間に国民健康保険の財政状況は急激に悪化した。その結果、令和5年度決算での法定外繰入はおよそ5億3,000万円にまで達し、一般会計の健全な財政運営にまで影響を与えかねない状況に陥った。

市民生活が落ち着きを取り戻しつつあった昨年度、市当局は当時埼玉県で議論されていた「第3期埼玉県国民健康保険運営方針（案）」において掲げられた「令和9年度の県内税率の準統一」に向け、令和6年度の税率見直し案を提案した。当時の見直し案は準統一に向けての第一歩であることから、負担の急激な上昇を抑えた案となっており、その後の賦課方式の見直しや、毎年度適正と思われる税率をその都度提案すべきであることなどの付帯意見を付けた上で、本会でもやむを得ないものと判断したところである。

しかしながら、税率見直しを行ってもなお、令和6年度当初予算では法定外繰入として4億5,000万円を計上せざるを得なかった状況もあり、昨年度の本会が提示した付帯意見を踏まえ、今年度に再び市当局は令和7年度の税率見直し案として、医療分の賦課方式の2方式化や、均等割の増額など応能分の割合を増やす見直しなど、さらに踏み込んだ内容を提示した。

本協議会では、市当局の説明と資料を踏まえ審議した結果、

- (1) 被用者保険加入者に比べ、国民健康保険加入者の保険料負担水準が高いことは承知しており、一般会計からの法定外繰入はこの差を埋めるために一定の役割を果たしているところであるが、国民健康保険制度は市町村においては本来、被保険者が負担する国民健康保険税及び法に基づいた公費を歳入財源として運営されるべきものである。そのため、財源不足分を安易に一般会計からの法定外繰入に頼ることは、国民健康保険加入者のみならず、国民健康保険加入者以外の住民に余分な負担を強いる結果となり、理解を得るのが困難なこと。
- (2) 現在の税率設定では、県への納付金を充足するだけの国民健康保険税及び一般会計からの繰入が法的に担保されている保険基盤安定繰入金金の確保が不可能なこと。
- (3) 加入者の多くが低所得者層であり、応能負担に偏った現在の税率設定のままでは数少ない中間所得層に対して必要以上に負担を強いることになること。また、さらなる改定にて標準税率に移行する際には、今度は低所得者層が急激な負担増となる恐れがあり、段階的に応益分の割合を増やす必要があること。
- (4) 低所得者層には応益割分の軽減措置があり、実際の負担額は上昇幅をある程度抑えることができること。
- (5) 令和9年度の県内準統一を見据えつつも急激な負担増を避けるため、経過措置として段階的に法定外繰入を減らしていく方針が示されたこと。
- (6) 医療分については、前回改定で資産割の税率を引き下げるなど、資産割への依存度が下がっており、2方式化への環境が整ったと判断できること。

などの理由により、市当局が本会に提案した、

- ・ 法定外繰入の段階的減少
- ・ 応益割合の段階的增加
- ・ 医療分の2方式化（所得割・均等割）

の3点を主とした令和7年度税率改定方針は、やむを得ないものと判断した。

2 付帯意見

(1) 住民への周知広報について

国民健康保険税率の県内準統一に向けての税率改定については、改定規模の差こそあれ、県内すべての市町村で直面している課題である。納税通知書を活用した周知をはじめ、広報紙や市ホームページなどの媒体にて、国民健康保険制度が抱えている課題や税率改定が必要な背景などについても周知を図り、現行制度上税率の引き上げはやむを得ないこと、本市固有の問題ではないことなどを十分説明し、住民からの理解を得られるように努められたい。

(2) 国・県への要望について

やむを得ず税率改定を行わなければならない状況にあることは、本会も十分理解するところであるが、他方で受診時の窓口負担は同一にもかかわらず、被用者保険などとの保険料負担水準の格差は依然として大きい。かつ、現在、被用者保険の適用拡大が進められる中、負担能力のある被保険者は被用者保険へ移行することが予測され、国民健康保険制度はさらに厳しい財政運営となることが懸念される。被用者保険加入者との保険料負担水準格差を是正し、国民皆保険の最後の砦である国民健康保険制度を今後も維持していくためにも、国に対しては定率国庫負担割合の引き上げをはじめとした財政支援の強化などの抜本的な改革を求める要望を行っていくよう努められたい。また、県に対しても、現在の第3期埼玉県国民健康保険運営方針に記載のある「令和8年度での法定外繰入解消」について、市町村の意見を踏まえた上で柔軟な対応を求めるよう、申し入れをされるよう検討されたい。

(3) 保険者としての取組強化について

税率の改定に際しては、歳出削減の努力と歳入確保の強化が不可欠である。保健事業は、被保険者の健康意識啓発や生活習慣病の重症化予防、受診及び服薬の適正化などの効果が期待できることから、今後も積極的な事業の企画、実施によって被保険者の健康維持はもとより、医療費の適正化にわずかでもつながるよう引き続き努められたい。なお、国民健康保険で実施する保健事業については国、県の定率負担分を除き、国民健康保険税の医療分を財源とするのが原則であるが、他の交付金にて交付対象とされるものも多いとのことであり、事業の企画にあたっては事業効果のみならず、財源確保策についても十分考慮されたい。

また、税率改定による収納率の低下が懸念されるが、未申告者の所得把握による適正な課税、滞納初期からの収納対策への着手などにより、被保険者間の公平性が損なわれないよう取り組まれたい。加えて、給付費は国民健康保険税や公費などがその原資となっていることを改めて認識の上、資格喪失

後の受診や第三者行為による受診に係る不当利得についても回収に努力されたい。なお、これらの取組の多くは保険者努力支援交付金の評価指標ともなっているとのことであり、積極的に取り組むことで交付金の確保につながり、多少なりとも国民健康保険税の負担軽減にも資すると思われる。この点にも十分意識をして運営に当たられたい。

(4) 財政状況を踏まえた税率の定期的見直しについて

令和9年度に控える税率の県内準統一に向けて、今後も継続的な税率見直し作業が必要な状況である。また、令和8年度には子ども・子育て支援金制度が導入されることにより、医療保険者に新たな納付金が賦課され、国民健康保険税にも新たに「子ども・子育て納付金分」を創設する必要性が生ずることである。昨年度の答申においても付帯意見としたが、市は今後も適正と判断される税率を毎年度、提示すべきである。

また、課税限度額の引き上げについては、これまでは国会における関連法案審議日程の関係上、1年遅れで行うという慣行を続けてきたとのことだが、中間所得層の負担軽減という限度額引き上げの趣旨に鑑み、今後は条例で定める限度額と法定限度額を常に一致させるよう、早急に改善を検討されたい。